



(別紙様式 1)

八幡浜市移住者住宅改修支援事業 事業計画書

1 収支予算  
(住宅改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修、家財道具 搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者 (住宅改修等実施者)

氏名		年齢		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現住所					
電話番号					
メールアドレス					
移住の時期					
移住前の住所					
移住の理由					
世帯構成 (年齢)	※年齢は申請年度の4月1日現在				



(別紙様式 2)

## 誓 約 書

八幡浜市長 様

申請者 住所  
氏名

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 改修等が完了した日以後、1ヶ月以内に入居します。
- 4 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等による転居等ではありません。
- 5 補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、八幡浜市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。
- 6 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を八幡浜市に納付します。
- 7 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付します。